

北電原第243号
平成25年12月25日

原子力規制委員会
原子力規制庁 原子力防災課長 金子 修一 殿

北海道電力株式会社
原子力部長 [REDACTED]

泊発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

平成25年12月12日付け北電原第237号にて届け出ました「泊発電所原子力事業者防災業務計画」（以下、「防災業務計画」という。）のうち、警戒事態等を判断する通報基準等（別表3-1-1、別表3-1-3、別表3-4-1）の事象検知に係る詳細につきましては、社内規程に定めて運用しておりますが、これら詳細を防災業務計画に反映するまでの間は、添付資料の読み替え表により運用いたします。

以上

添付資料

泊発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表
泊発電所原子力災害対策要領（社内規程）抜粋

泊発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (1/5)

現 行	読み替え後	備 考																														
<p>別表3-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基 準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①原子炉停止機能の異常 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと</td></tr> <tr> <td>②原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい） 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと</td></tr> <tr> <td>③原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失） 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること</td></tr> <tr> <td>④電源供給機能の異常（交流電源喪失） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること</td></tr> <tr> <td>⑤停止中の原子炉に関する異常 原子炉の停止中に1つの余熱除去ポンプの機能が喪失すること</td></tr> <tr> <td>⑥燃料プールに関する異常 使用済燃料ピットの水位が一定の水位まで低下すること</td></tr> <tr> <td>⑦原子炉制御室等に関する異常 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること</td></tr> <tr> <td>⑧事業所内通信設備又は外部への通信設備 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること</td></tr> <tr> <td>⑨火災又は溢水の発生 重要区域※において、火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失するおそれがあること</td></tr> <tr> <td>⑩障壁の喪失 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること</td></tr> <tr> <td>⑪外的な事象による原子力施設への影響（地震） 後志総合振興局管内において、震度6弱以上の地震が発生した場合</td></tr> <tr> <td>⑫外的な事象による原子力施設への影響（津波） 泊発電所の前面海域において、大津波警報が発令された場合</td></tr> <tr> <td>⑬重要な故障等（オンサイト統括補佐判断） オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合</td></tr> <tr> <td>⑭外的な事象による原子力施設への影響（設計基準超過） 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む）</td></tr> <tr> <td>⑮外的な事象による原子力施設への影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表3-1-2に示すものをいう。</p> <p>別表3-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基 準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①原子炉停止機能の異常 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと</td></tr> <tr> <td>②原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい） 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと</td></tr> <tr> <td>③原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失） 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること</td></tr> <tr> <td>④電源供給機能の異常（交流電源喪失） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること</td></tr> <tr> <td>⑤停止中の原子炉に関する異常 原子炉の停止中に1つの余熱除去ポンプの機能が喪失すること</td></tr> <tr> <td>⑥燃料プールに関する異常 使用済燃料ピットの水位が一定の水位まで低下すること</td></tr> <tr> <td>⑦原子炉制御室等に関する異常 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること</td></tr> <tr> <td>⑧事業所内通信設備又は外部への通信設備 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること</td></tr> <tr> <td>⑨火災又は溢水の発生 重要区域※において、火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失するおそれがあること</td></tr> <tr> <td>⑩障壁の喪失 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること</td></tr> <tr> <td>⑪外的な事象による原子力施設への影響（地震） 後志総合振興局管内において、震度6弱以上の地震が発生した場合</td></tr> <tr> <td>⑫外的な事象による原子力施設への影響（津波） 泊発電所の前面海域において、大津波警報が発令された場合</td></tr> <tr> <td>⑬重要な故障等（オンサイト統括補佐判断） オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合</td></tr> <tr> <td>⑭外的な事象による原子力施設への影響（設計基準超過） 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む）</td></tr> <tr> <td>⑮外的な事象による原子力施設への影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表3-1-2に示すものをいう。</p> <p>注：表中に示す事象の検知に係る詳細は、社内規程に定める。</p> <p>当該社内規程で定めた事象の検知に係る詳細を新たに設定又は変更する場合は、当該設定又は変更の内容を内閣府及び原子力規制庁に連絡する。</p> <p>事象検知の詳細を定めた社内規程の呼び込み及び社内規程の当該箇所を新たに設定又は変更する場合の運用を追記</p>	基 準	①原子炉停止機能の異常 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと	②原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい） 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと	③原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失） 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること	④電源供給機能の異常（交流電源喪失） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること	⑤停止中の原子炉に関する異常 原子炉の停止中に1つの余熱除去ポンプの機能が喪失すること	⑥燃料プールに関する異常 使用済燃料ピットの水位が一定の水位まで低下すること	⑦原子炉制御室等に関する異常 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること	⑧事業所内通信設備又は外部への通信設備 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること	⑨火災又は溢水の発生 重要区域※において、火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失するおそれがあること	⑩障壁の喪失 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること	⑪外的な事象による原子力施設への影響（地震） 後志総合振興局管内において、震度6弱以上の地震が発生した場合	⑫外的な事象による原子力施設への影響（津波） 泊発電所の前面海域において、大津波警報が発令された場合	⑬重要な故障等（オンサイト統括補佐判断） オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合	⑭外的な事象による原子力施設への影響（設計基準超過） 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む）	⑮外的な事象による原子力施設への影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	基 準	①原子炉停止機能の異常 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと	②原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい） 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと	③原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失） 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること	④電源供給機能の異常（交流電源喪失） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること	⑤停止中の原子炉に関する異常 原子炉の停止中に1つの余熱除去ポンプの機能が喪失すること	⑥燃料プールに関する異常 使用済燃料ピットの水位が一定の水位まで低下すること	⑦原子炉制御室等に関する異常 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること	⑧事業所内通信設備又は外部への通信設備 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること	⑨火災又は溢水の発生 重要区域※において、火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失するおそれがあること	⑩障壁の喪失 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること	⑪外的な事象による原子力施設への影響（地震） 後志総合振興局管内において、震度6弱以上の地震が発生した場合	⑫外的な事象による原子力施設への影響（津波） 泊発電所の前面海域において、大津波警報が発令された場合	⑬重要な故障等（オンサイト統括補佐判断） オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合	⑭外的な事象による原子力施設への影響（設計基準超過） 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む）	⑮外的な事象による原子力施設への影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合
基 準																																
①原子炉停止機能の異常 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと																																
②原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい） 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと																																
③原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失） 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること																																
④電源供給機能の異常（交流電源喪失） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること																																
⑤停止中の原子炉に関する異常 原子炉の停止中に1つの余熱除去ポンプの機能が喪失すること																																
⑥燃料プールに関する異常 使用済燃料ピットの水位が一定の水位まで低下すること																																
⑦原子炉制御室等に関する異常 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること																																
⑧事業所内通信設備又は外部への通信設備 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること																																
⑨火災又は溢水の発生 重要区域※において、火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失するおそれがあること																																
⑩障壁の喪失 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること																																
⑪外的な事象による原子力施設への影響（地震） 後志総合振興局管内において、震度6弱以上の地震が発生した場合																																
⑫外的な事象による原子力施設への影響（津波） 泊発電所の前面海域において、大津波警報が発令された場合																																
⑬重要な故障等（オンサイト統括補佐判断） オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合																																
⑭外的な事象による原子力施設への影響（設計基準超過） 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む）																																
⑮外的な事象による原子力施設への影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合																																
基 準																																
①原子炉停止機能の異常 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと																																
②原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい） 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと																																
③原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失） 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること																																
④電源供給機能の異常（交流電源喪失） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること																																
⑤停止中の原子炉に関する異常 原子炉の停止中に1つの余熱除去ポンプの機能が喪失すること																																
⑥燃料プールに関する異常 使用済燃料ピットの水位が一定の水位まで低下すること																																
⑦原子炉制御室等に関する異常 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること																																
⑧事業所内通信設備又は外部への通信設備 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること																																
⑨火災又は溢水の発生 重要区域※において、火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失するおそれがあること																																
⑩障壁の喪失 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること																																
⑪外的な事象による原子力施設への影響（地震） 後志総合振興局管内において、震度6弱以上の地震が発生した場合																																
⑫外的な事象による原子力施設への影響（津波） 泊発電所の前面海域において、大津波警報が発令された場合																																
⑬重要な故障等（オンサイト統括補佐判断） オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合																																
⑭外的な事象による原子力施設への影響（設計基準超過） 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む）																																
⑮外的な事象による原子力施設への影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合																																

泊発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (2/5)

現 行	読み替え後	備 考
<p>別表3-1-3 特定事象（原災法第10条第1項に基づく通報基準）</p> <p>1. 敷地境界付近の放射線量率の上昇</p> <p>原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の一つ又は二つ以上について1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$を検出したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、落雷のときに検出された場合、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（検出された数値が、1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合）は除外 また、当該放射線測定設備の一つ又は二つ以上について、1時間当たり$1 \mu\text{Sv}$以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する <p>2. 排気筒・放水口等からの異常な放射性物質の放出</p> <p>排気筒、放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$に相当）以上の放射性物質を検出したとき</p> <p>3. 火災・爆発等による管理区域外での異常な放射線量等の検出</p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所（事業所外運搬の場合は、当該運搬容器）において次に掲げる放射線量又は放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 管理区域外の場所において、1時間当たり$50 \mu\text{Sv}$以上の放射線量を10分以上継続して検出した場合、又は空気中濃度限度の50倍（1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$に相当）以上の放射性物質を検出したとき 事業所外運搬に使用する容器にあっては、1m離れた地点で$100 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量を検出したとき 事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く）からの放射性物質の漏えいがあったとき <p>4. 以下に掲げるいづれかの事象が発生したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい） 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること 原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失） 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること 電源供給機能の異常（交流電源喪失） 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること 電源供給機能の異常（直流電源喪失） 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること 停止中の原子炉に関する異常 原子炉の停止中に全ての余熱除去ポンプの機能が喪失すること 	<p>別表3-1-3 特定事象（原災法第10条第1項に基づく通報基準）</p> <p>1. 敷地境界付近の放射線量率の上昇</p> <p>原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の一つ又は二つ以上について1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$を検出したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、落雷のときに検出された場合、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（検出された数値が、1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合）は除外 また、当該放射線測定設備の一つ又は二つ以上について、1時間当たり$1 \mu\text{Sv}$以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する <p>2. 排気筒・放水口等からの異常な放射性物質の放出</p> <p>排気筒、放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$に相当）以上の放射性物質を検出したとき</p> <p>3. 火災・爆発等による管理区域外での異常な放射線量等の検出</p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所（事業所外運搬の場合は、当該運搬容器）において次に掲げる放射線量又は放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 管理区域外の場所において、1時間当たり$50 \mu\text{Sv}$以上の放射線量を10分以上継続して検出した場合、又は空気中濃度限度の50倍（1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$に相当）以上の放射性物質を検出したとき 事業所外運搬に使用する容器にあっては、1m離れた地点で$100 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量を検出したとき 事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く）からの放射性物質の漏えいがあったとき <p>4. 以下に掲げるいづれかの事象が発生したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい） 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること 原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失） 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること 電源供給機能の異常（交流電源喪失） 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること 電源供給機能の異常（直流電源喪失） 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること 停止中の原子炉に関する異常 原子炉の停止中に全ての余熱除去ポンプの機能が喪失すること 	<p>本頁は読み替えなし</p>

泊発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (3/5)

現 行	読み替え後	備 考
<p>⑥ 燃料プールに関する異常 使用済燃料ピットの水位を維持できること又は当該ピットの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該ピットの水位を測定できること</p> <p>⑦ 原子炉制御室等に関する異常 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること</p> <p>⑧ 事業所内通信設備又は外部への通信設備 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること</p> <p>⑨ 火災又は溢水の発生 火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失すること</p> <p>⑩ 原子炉格納容器機能の異常 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること</p> <p>⑪ 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること</p> <p>⑫ 障壁の喪失 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること</p> <p>⑬ 外的な事象による原子力施設への影響 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること</p> <p>5. 原子炉外臨界 原子炉以外の施設において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態になったとき</p> <p>6. 別表3-4-1原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準3.②、③の事象又は4.①から⑫の事象又は5.の事象が発生したとき</p> <p>※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表3-1-2に示すものをいう。</p>	<p>⑥ 燃料プールに関する異常 使用済燃料ピットの水位を維持できること又は当該ピットの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該ピットの水位を測定できること</p> <p>⑦ 原子炉制御室等に関する異常 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること</p> <p>⑧ 事業所内通信設備又は外部への通信設備 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること</p> <p>⑨ 火災又は溢水の発生 火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失すること</p> <p>⑩ 原子炉格納容器機能の異常 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること</p> <p>⑪ 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること</p> <p>⑫ 障壁の喪失 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること</p> <p>⑬ 外的な事象による原子力施設への影響 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること</p> <p>5. 原子炉外臨界 原子炉以外の施設において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態になったとき</p> <p>6. 別表3-4-1原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準3.②、③の事象又は4.①から⑫の事象又は5.の事象が発生したとき</p> <p>※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表3-1-2に示すものをいう。</p> <p>注：表中4.に示す事象の検知に係る詳細は、社内規程に定める。 当該社内規程で定めた事象の検知に係る詳細を新たに設定又は変更する場合は、当該設定又は変更の内容を内閣府及び原子力規制庁に連絡する。</p>	<p>事象検知の詳細を定めた社内規程の呼び込み及び社内規程の当該箇所を新たに設定又は変更する場合の運用を追記</p>

泊発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (4/5)

現 行	読み替え後	備 考
<p>別表3-4-1 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準</p> <p>1. 原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の二つ以上について1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$を検出するか、又は一地点について1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$を10分以上継続して検出したとき ・ただし、落雷のときに検出された場合、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（検出された数値が、1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合）は除く</p> <p>2. 排気筒、放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$に相当）以上の放射性物質を検出したとき</p> <p>3. 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所（事業所外運搬の場合は、当該運搬容器）において次に掲げる放射線量又は放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき ① 管理区域外の場所において、1時間当たり5 mSv以上の放射線量を10分以上継続して検出した場合、又は空気中濃度限度の50倍に100を乗じた濃度（1時間当たり$500 \mu\text{Sv}$に相当）以上の放射性物質を検出したとき ② 事業所外運搬に使用する容器にあっては、1m離れた地点で10 mSv/h以上の放射線量を検出したとき ③ 事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（IP型を除く）から、放射性物質の種類に応じてA2値等の漏えいがあったとき</p> <p>4. 以下に掲げるいずれかの事象が発生したとき ①原子炉停止機能の異常 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと ②原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい） 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ③原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失） 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ④原子炉格納容器機能の異常 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤電源供給機能の異常（交流電源喪失） 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること ⑥電源供給機能の異常（直流電源喪失） 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること ⑦原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出） 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること ⑧停止中の原子炉に関する異常 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク（1、2号）／燃料取替用水ピット（3号）からの注水ができないこと ⑨燃料プールに関する異常 使用済燃料ピットの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該ピットの水位を測定できること ⑩原子炉制御室等に関する異常 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停</p>	<p>別表3-4-1 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準</p> <p>1. 原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の二つ以上について1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$を検出するか、又は一地点について1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$を10分以上継続して検出したとき ・ただし、落雷のときに検出された場合、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（検出された数値が、1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合）は除く</p> <p>2. 排気筒、放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$に相当）以上の放射性物質を検出したとき</p> <p>3. 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所（事業所外運搬の場合は、当該運搬容器）において次に掲げる放射線量又は放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき ① 管理区域外の場所において、1時間当たり5 mSv以上の放射線量を10分以上継続して検出した場合、又は空気中濃度限度の50倍に100を乗じた濃度（1時間当たり$500 \mu\text{Sv}$に相当）以上の放射性物質を検出したとき ② 事業所外運搬に使用する容器にあっては、1m離れた地点で10 mSv/h以上の放射線量を検出したとき ③ 事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（IP型を除く）から、放射性物質の種類に応じてA2値等の漏えいがあったとき</p> <p>4. 以下に掲げるいずれかの事象が発生したとき ①原子炉停止機能の異常 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと ②原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい） 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ③原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失） 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ④原子炉格納容器機能の異常 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤電源供給機能の異常（交流電源喪失） 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること ⑥電源供給機能の異常（直流電源喪失） 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること ⑦原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出） 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること ⑧停止中の原子炉に関する異常 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク（1、2号）／燃料取替用水ピット（3号）からの注水ができないこと ⑨燃料プールに関する異常 使用済燃料ピットの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該ピットの水位を測定できること ⑩原子炉制御室等に関する異常 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停</p>	<p>本頁は読み替えなし</p>

泊発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (5/5)

現 行	読み替え後	備 考
<p>止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること</p> <p>⑪障壁の喪失 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること</p> <p>⑫外的な事象による原子炉施設への影響 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること</p> <p>5. 原子炉以外の施設において、核燃料物質が臨界状態にあるとき</p>	<p>止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること</p> <p>⑪障壁の喪失 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること</p> <p>⑫外的な事象による原子炉施設への影響 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること</p> <p>5. 原子炉以外の施設において、核燃料物質が臨界状態にあるとき</p> <p><small>注: 表中 4. に示す事象の検知に係る詳細は、社内規程に定める。 当該社内規程で定めた事象の検知に係る詳細を新たに設定又は変更する場合は、当該設定又は変更の内容を内閣府及び原子力規制庁に連絡する。</small></p>	<p>事象検知の詳細を定めた社内規程の呼び込み及び社内規程の当該箇所を新たに設定又は変更する場合の運用を追記</p>